12 月議会　森　あやこ　一般質問

① 博多港の防衛力強化整備について
② 自衛隊への名簿提供問題について
③ 学校あんしんメールについて

《トピック情報》　※議会報告ニュース作成中のため、今回先にトピックでお知らせします。

◆自衛隊への本人の同意なき名簿提供について

※同意無き名簿提供から、議会では会派として質問や討論を行っていましたが、今期12 月議会でも、あらためて市の考えを伺い、問題点を指摘し、撤回を求めました！

福岡市は、**市長の名によって 18 歳と 22 歳の本人の同意のない名簿を、プリントアウトして毎年約 3 万人を 4 年間提供し、今年で約 12 万人分の大量な個人情報を自衛隊に差し出しています。**

※自衛隊は入手した名簿を、宛名なしのポスティングのために使うということですが、市は、実際に配布されたかどうかの確認をしません。無責任です。一部の対象者からの聞き取りでは、ポストに入っていた方はいません。では、何のために若者の名簿を集めているのか…。防衛という名の軍備増強のためとしか思えません。

本来、希望者を募ることが、個人情報保護の観点であるべき姿です。

市は「情報提供を望まない方は除外する措置を行うなど、個人情報の保護に配慮している。」としていますが、名簿提供対象者に対して、国内外での具体的な日米合同軍事訓練の実状等を伝え、声を聴く機会を公式に設けられてはおらず、これは、百歩引いたとしても、配慮に欠ける重要な点と指摘しました。

しかし…市は「自衛隊への名簿提供は、改正個人情報保護法第 69 条第1項の法令に基づく場合（個人情報保護法は、2022 年 4 月経済的利活用のために改定されました。）に該当するため、本人の同意は必要なく実施できるもの。情報提供を望まない方への除外措置などについて、市政だよりやホームページなどで周知を図っている。」
…だから「問題ない」との認識です。

また、住民基本台帳法の趣旨にも反していないかを問うと
「自衛官等募集対象者情報の提供については、令和3年2月の国の通知において住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないとされており、法の趣旨に反していないものと認識している。」との答弁。

これは、閲覧の概念でしかなく、市長は自衛官等募集に協力する範囲を超えていると指摘しました。
個人情報保護法が変わっても、本人の同意のない名簿を自衛隊に渡すことには無理があるものです。
だからこそ、市は国の個人情報保護委員会に意見を求めていました。

裏に続く…

その委員会から福岡市への回答は…
「自衛隊法施行令第 120 条に基づく名簿提供は、法第 69 条第1項の法令に基づく場合に該当。**提供を行うべきか否か**、その具体的方法は、各**地方公共団体が**法令の趣旨に沿って適切に**判断すること。**」です。

※自衛隊法の解釈文献とされる 1974 年発行の防衛法という書籍には、施行令 120 条は、募集が円滑に行われているかどうかを判断する規定であり、個人情報提供の根拠はなく、個人情報保護の観点は一切ありません。

そこで、この書籍にどう書かれているかを問うと
「議員お質しの内容は、書籍を有していないため確認できない。」との答弁。
つまり、内容の確認をしないまま、市長は本人の同意なき大量の名簿を自衛隊に差し出しているのです。

そして、市が何度も引用する法第 69 条は、カッコ書きで**利用及び提供の制限**と書かれていて、「法令に基づく場合に該当する」に当たる部分は、自衛隊法施行令第 120 条のことを指すので、同意ない名簿を渡してもいいという根拠はどこにも書かれていません。
なので、国は提供しても良いとは言えないから、自治体の長に責任を負わせているということなんです！
大問題です！　ですが、このことを多くの市民は知らないのです。

安保三文書を書きかえた政府です。これに基づき、43 兆円もの私たちの納めた大切な税金を湯水のように使う予定です。2024 年度も大きな予算をつける予定です。

2023 年は、既に防衛力抜本的強化「元年」で、5 か年加速化対策や防衛力強化加速パッケージが打ち出されています。
「有事に備えて港湾や空港を平素から利活用するルールづくり」もあり、有事を煽って軍需産業に力を入れている（国民の暮らしを支えるべき税金を投入している）状況です。

このような中、自衛隊への本人の同意なき名簿を、市長は平然と差出しているのです。
撤廃するよう強く求めています。市民とともに、裁判も起こしています。

学校あんしんメール（今年 7 月にワクチンの治験募集のメールが配信された）の件も、保護者の個人情報を、教育機関を通じて企業に取得させていることやチェックできない広告が配信されてしまう問題があります。便利さの裏には大きなデメリットが隠れていることもあります。本当に安心できる、緊急時にはちゃんと情報が届くシステム構築が必要です。

市は個人情報の取り扱いについて丁寧に慎重にするべきです。
市政、教育行政の質の高い対応で、市民や子どもたちに胸を張れる市政運営をされるよう、議会で強く求めました。